

いよいよ始まる「特定健康診査・特定保健指導」

— 4月から各医療保険者に義務付け —

これまで、広報紙でお知らせしてきましたように、「特定健康診査・特定保健指導」が平成20年4月から始まります。「特定健康診査・特定保健指導」は、生活習慣病が国民医療費の半分以上を占めていることから、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を行い、健診結果に基づいて医師、保健師、管理栄養士などの専門家による保健指導を効果的に行うことで、医療費削減を図ることを目的としています。

□ 1 特定健康診査の実施について

□ ○ これまでの健診

これまでは40歳以上の町民全員の対象で、「基本健診」と「がん検診」などを同時に行う「集団健診方式」で、町の衛生部門が主体となって地域ごとに実施してきました。



健診会場での血圧・問診チェック（平成19年度）

□ ○ 平成20年4月からの健診（特定健康診査）

40歳～74歳（昭和10年3月31日～昭和44年3月31日の誕生日の方）までの全員を対象に、それぞれの医療保険者（国民健康保険、政府管掌保険、健康保険組合、共済組合など）に実施が義務付けられました。

□ ア 国民健康保険の被保険者

町では、国民健康保険の被保険者（40歳～74歳）の方を対象として、特定健康診査を実施します。特定健康診査は、これまでどおり地域ごとに実施する「集団健診方式」と、新たに薩摩郡医師会病院での「個別健診方式（自己負担額がやや割高）」で実施します。また、同時に生活機能評価（65歳以上に義務付け）も実施します。

健診期間は、集団健診の場合は5月12日～8月21日までの間で地域ごとに実施します。薩摩郡医師会病院での個別健診の場合は、5月～9月までを目途とし、個人で日程調整が必要となります。

□ イ 国民健康保険以外の方

被用者保険の被扶養者の方（国民健康保険以外）には、それぞれ加入されている医療保険から、健診機関等を指定した通知が送られてきます。国民健康保険が実施する集団健診を利用される場合は、医療保険者が発行する「受診券」がないと、受診できませんのでご注意ください。

□ 2 長寿健診（満75歳以上の方が対象）

75歳以上の方については、今までの「老人保健医療制度」が、平成20年度から「後期高齢者医療制度」に替わり、これを運営する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が「長寿健診」として実施します。申込みをされますと、「受診券」が送られてきます。健診は、町が実施する国民健康保険の集団健診を利用します。なお、受診される場合は、県広域連合が発行する「受診券」が必要です。



鶴田保健センター会場の健康診査（平成19年度）

□ 3 特定健康診査の申込みなど

近日中に、公民会行政連絡員を通じて、全世帯に「生活習慣病予防健診等受診申込書」をお送りします。これは、これまでのような「各種がん検診」の申込みを兼ねています。「特定健康診査」だけでなく、「各種がん検診」についても申込書にご記入ください。

□ 4 受診券の発行

国民健康保険の被保険者の方、各種がん検診を申し込まれた方には、健（検）診前に公民会行政連絡員を通じて、「受診券」・「受診票」を送付します。今回からの健（検）診では、「特定健康診査」、「各種がん検診」とも「受診券」、「受診票」がないと受診できませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 さつま町役場 健康増進課
☎53-1111（内線2143）